

○山口県公安委員会における医師の指定に関する内規

平成17年3月23日  
公安委員会内規第2号

(指定)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第41条の2及び警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定により指定する医師は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定による指定を受けている者（以下「精神保健指定医」という。）とする。

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により指定する医師は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師とし、銃刀法第12条の2及び第12条の3の規定により指定する医師は、次の表の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師とする。

対 象 者	医 師
銃刀法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに銃刀法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健指定医
銃刀法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(指定の公示)

第2条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、風営適正化法第41条の2、銃刀法第4条の3第2項、第12条の2及び第12条の3並びに警備業法第51条の規定により医師を指定したときは、その旨を公示するものとする。

(変更又は取消しの公示)

第3条 公安委員会は、前条の規定により公示した事項に変更があったとき又は医師の指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の辞退の申出等)

第4条 指定を受けた医師は、その指定を辞退しようとするときは、公安委員会に申し出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定により申出を受けたときは、その旨を公示するものとする。